

社会教育行政の役割

参考：高知県教育委員会

社会教育とは

昭和24年に制定された現行の社会教育法では、第2条に「社会教育」は「学校教育法に基づき、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む）」と定義され、その目的は、「国民一人一人の教育的要求を満足させ、個人の幸福と、社会の発展を図ること」とされている。

社会教育法第3条 国及び地方公共団体の任務

社会教育の奨励に必要な施設の設置及び運営、集会の開催、資料の作成、頒布その他の方法により、すべての国民があらゆる機会、あらゆる場所を利用して、自ら実際生活に即する文化的教養を高め得るような環境を醸成するように努めなければならない。



社会教育行政の役割として求められること

地域住民の自主的な社会教育活動が円滑に行われるよう支援し、教育環境を整備することを通して、地域住民や社会ニーズに応じた様々な学習機会を提供すること。

—県の役割—

県内全域の社会教育活動が活発になるよう、教育環境を整備するとともに、学習活動全般を奨励することが求められる。

社会教育に関する県域の調査を実施して、その結果を市町村に返したり、全国的な動向を把握して、その情報を市町村へ発信する役割がある。

【具体的な役割】

- 広域的な利用を想定した博物館、図書館等の社会教育施設等の設置・管理
- 社会教育を行うも者の研修に必要な施設・運営、講習会の開催等
- 市町村の公民館、図書館の設置・管理に関する必要な指導・調査
- 市町村教育委員会との連絡 など

—市町村の役割—

地域の社会教育活動が活性化し、多くの住民の参加が実現するよう努めることが求められる。

地域住民や社会のニーズに応じた学習機会を提供したり、社会教育活動への参加を促進することによって、住民同士の関係が深まり、それが「住みやすい地域づくり」や「絆づくりに」につながるといった、多くの成果が期待される。

【具体的な役割】

- 公民館、図書館等の社会教育施設の設置・管理
- 講座の開設や各種集会の開催や奨励
- 青少年のための社会奉仕体験活動、自然体験活動の機会の提供と奨励
- 家庭教育に関する学習機会の提供 など

